

第2回「NPO浦安液状化復旧相談室」セミナー

本日のプログラム

13:00-13:10 「ご挨拶」

芝浦工業大学システム理工学部教授 中野 恒明 氏

13:10-13:30 「個別相談の中間報告」

NPO浦安液状化復旧相談室 代表 高階 貴雄 氏

13:30-14:10 「液状化対策技術の最新情報」

東京電機大学理工学部教授 安田 進 氏

14:10-14:30 「道路等の復旧の進め方」

浦安市都市整備部長 篠 尚行 氏

～休憩～

14:40-15:30 質疑応答

第2回「NPO浦安液状化復旧相談室」セミナー

URAYASU
Soudan
NPO URAYASU-Soudan

復旧相談室 中間報告

平成24年5月20日

NPO浦安液状化復旧相談室 代表

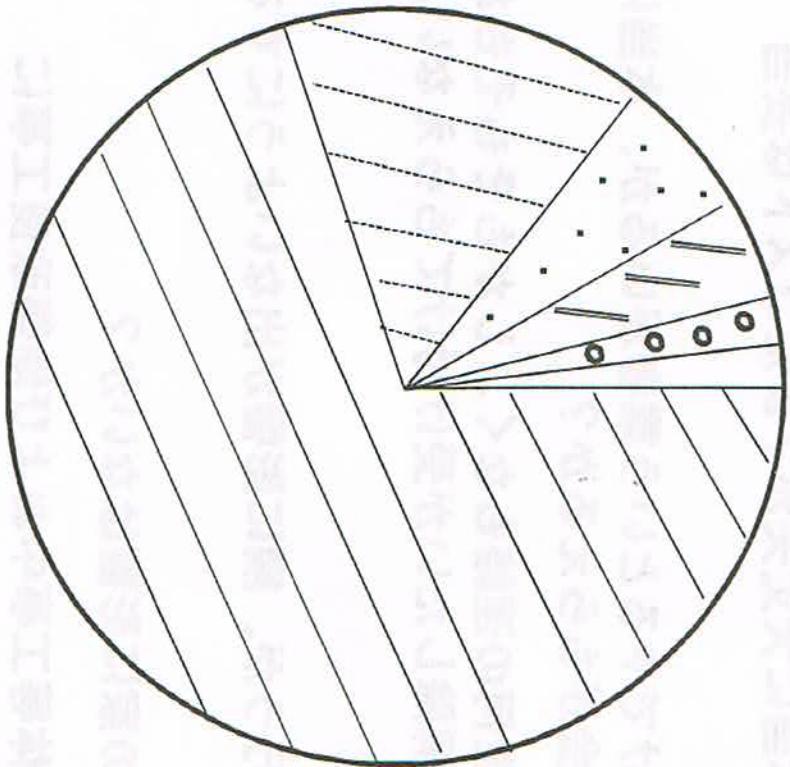
高階 實雄

復旧相談室への相談事例

URAYASU
SOU DAN
NPO URAYASU-SouDan

- ① これから沈下修正をしたいが、どうしたらいか判らない。
- ② 頼む業者を決めつつあるが、この業者で本当に大丈夫か？またコストは妥当か？
- ③（沈下修正なしに）地盤強化を支援金だけでやるという業者がいるが、本当に液状化対策として有効か？また、本当に支援金がもらえるか？
- ④ 業者と地盤強化工事の契約をしたがその後何の連絡もなく、しかもそもそもおかしいのではないかと気付いたので、契約を解除したいが受け付けてもらえない。
- ⑤ 隣の沈下修正工事で自分の家が上がった。
- ⑥ これから薬液注入工法で沈下修正工事を行うが、隣に影響が出ないようにするために注意することは？
- ⑦ 隣が薬液注入工法で工事を行うが、自分の家に影響はないか？
- ⑧ 隣が建て替え工事を行うに当たって、解体等工事中および地盤改良工事によって自分の家に影響はないか？
- ⑨ 集合住宅の管理組合から「敷地内のライフラインの液状化対策はどうすればよいか？」

個別相談の内訳構成比



- 沈下修正工事関連
- 支援金による地盤強化工事関連
- 薬注工事による隣への影響
- 隣の立て替え工事による影響
- 集合住宅関連
- その他

NPO浦安液状化復旧相談室だより No. 1 URAYASU SOUDAN

NPO URAYASU Soudan

Q. チラシに「“市と県の支援金”だけで液状化対策ができます」とあります
ますが本当にできますか？

A. ある程度の効果が期待できる液状化対策は、この金額では無理だと
思われます。

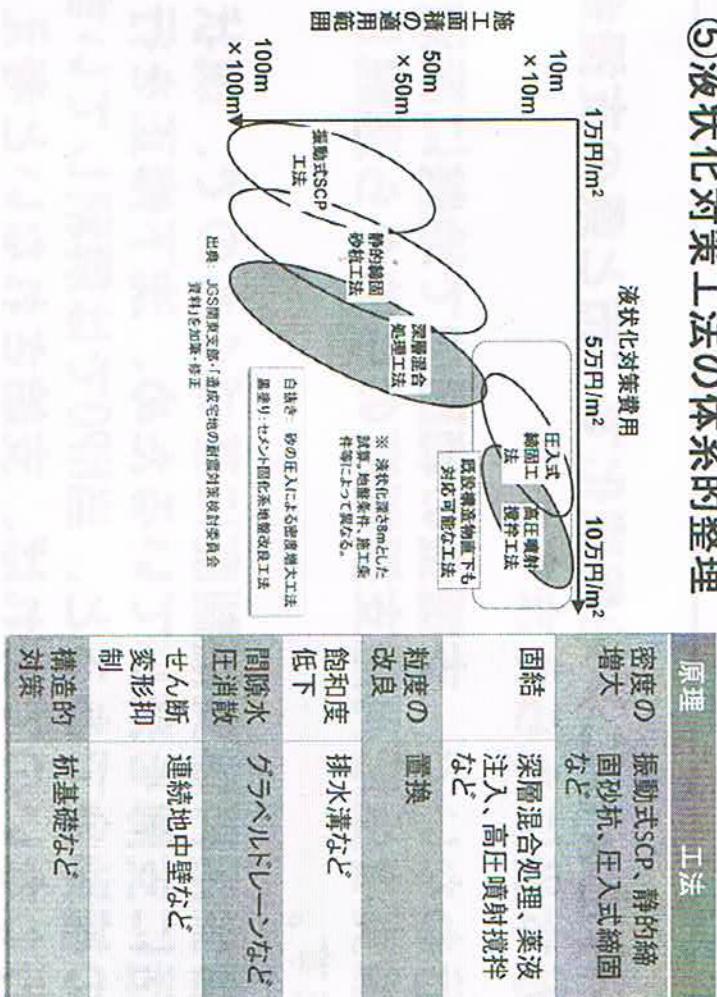
罹災の程度が、半壊または一部損壊の方が、被害を受けた住宅の地盤を
復旧（基礎の修復を含む）された場合、千葉県から複数世帯の方には1
〇〇万、単数世帯の方には75万、また、浦安市から100万の補助金
が支給されます。最近、この補助金175万～200万で、沈下修正は
行わず、地盤強化と称して家屋の下に薬液等を注入し、液状化対策がで
きると営業されている業者さんが何社かおられます。

昨年12月18日（日）、明海大学において浦安市液状化対策技術検討
調査に関する市民報告会が開催され、同委員会の検討結果が報告されま
した。その時の資料が浦安市のホームページに載せられていますので、
[浦安市液状化対策技術検討調査委員会]→[市民報告会]→[地盤ワーキン
ググループの調査結果]と開いていただき、14ページに、個々の住宅で
地盤改良により液状化対策を施す場合の概算の費用と適用範囲が示され
ています（次ページ参考図参照）。

NPO浦安液状化復旧相談室だより No. 1

URAYASU SOUDAN
NPO URAYASU Soudan

⑤液状化対策工法の体系的整理



これまでに開発されてきた多くの液状化対策工法は、広い敷地に大型の構造物を建設する場合にしています。そのため、個々の住宅のように狭い敷地で既設家屋直下も対応可能な工法は限られており、現時点では、圧入式締固め工法、高圧噴射搅拌工法が可能な工法とされています。その他、薬液注入工法でも可能性がありますが、その場合でも家の外周だけでは液状化対策にはならず、床から孔を開けて施工するなど、家の下の地盤全面に盤状に固める必要があり、現状ではいずれも5百万円～1千万円程度かかります。

NPO浦安液状化復旧相談室だより No. 2

URAYASU
NPO URAYASU-Soudan

Q. チラシに「(沈下修正なしに) 地盤強化で“市と県の支援金”がもらえます」とあります本当にもらえますか?

A. 沈下修正工事を行わないで、支援金の範囲内で地盤に薬液等を注入するだけの工事は、被災者生活再建支援制度の目的から逸脱していると、当NPOでは考えています。

支援金の支給は被災者生活再建支援制度に基づくもので、現状では家屋が沈下・傾斜して生活に支障を来しているため、沈下修正を行って、普段の生活に戻るための補助金であると、当NPOでは解釈しています。したがって、沈下修正を行わないのであれば、支給されないと考える方が自然です。しかも、相談室だよりNo. 1で述べていますとおり、効果があり期待できない工事に支援金を使うことは、被災者生活再建支援制度の目的から逸脱していると考えます。しかし、若干あいまいなところもあるので、沈下修正を伴わない地盤強化工事を業者にお願いされる場合は、念のため、本当に支援金が支払われるか否かを、必ず浦安市役所に確認してください。また、契約の際、本当に液状化対策になるかなど、品質保証を確約する条項を入れるよう、業者に要求してください。

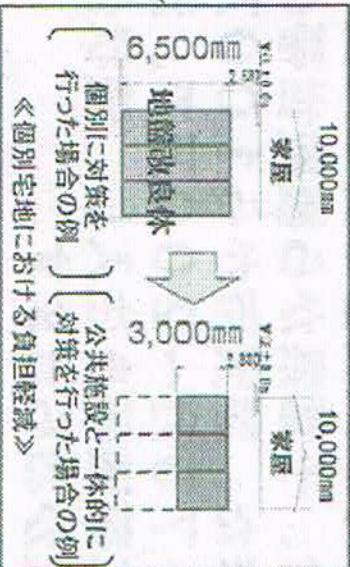
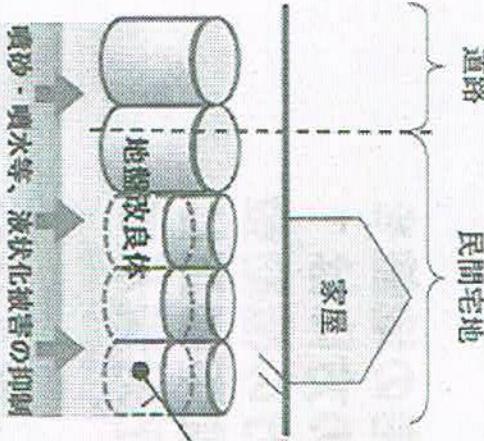
液状化対策推進事業の創設

補足資料-01

背景

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を被った地域において、被災者個人に対する被災者生活再建支援制度や住宅金融支援機構による融資（災害復興宅地融資等）に加え、再度災害の発生を抑制するため、新たな支援策が求められているところ。

- 東日本大震災による地盤の液状化による宅地被害は、26,914件（H23.9.27現在）
- 再度災害の抑制のためには、復旧のみならず地盤改良が必要
- その際、周辺宅地との一体的な対策が効率的かつ効果的



基本的考え方

□ 公共施設の液状化対策費は公費で負担し、民間家屋の液状化対策費は所有者が負担。ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担。

<宅地部分の負担軽減>

- 道路部分を街区単位で格子状に地盤改良を施すことで、宅地への地震動の影響を緩和し、宅地内で必要な液状化対策工事を簡素化
- 公共一括発注によりスケールメリットが発生し負担を軽減

事業内容

多様なニーズに対応するための制度拡充

道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業を創設（交付率1/2）

- 都市防災推進事業、都市再生区画整理事業の拡充

- イ) 液状化対策に必要な調査、事業計画案作成、コーディネートに対する支援

- ロ) 敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域では、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業を支援

- ハ) 土地区画整理事業を活用しない場合にも、一定規模以上（3,000m²以上かつ家屋10戸以上）で、官民一体の取組に対して支援